

○ 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～十 略〕

十一 最低所要総エクスポートジヤーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率とする。

〔十二～十四 略〕

（最低所要内部TLAC額の計算方法）

改 正 前

第一条 「同上」

〔一～十 同上〕

十一 最低所要総エクスポートジヤーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。

〔十二～十四 同上〕

（最低所要内部TLAC額の計算方法）

第五条 「同上」

第五条 最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準であつて、当該最終指定親会社が国内処理対象最終指定親会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力（以下「

支給TLACの額」ふこべ。) は、各子会社ごとで、次に掲げる算式により算出された額のこぎれいか大いに額（国際統一基準行に該当する子会社においては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要支給TLACの額」ふこべ。）とする。

1. [説]

11 (当該主要子会社グループに係る総エクスポートの額)
× L × P × (当該主要子会社に係る内部TLAC水準調整係数)
)

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合
は8パーセント、国内基準行の場合は4パーセント
Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合
は2.25
Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一号ただし書に規定する比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

2. 前項の規定にかかる、子会社の親法人等である国内処理対象最終指定親会社が、本邦における秩序ある処理の実施に当たる預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用こねいじかだやうの場合には、次に掲げる算式により算出された額のこぎれいか大いに額（国際統一基準行に該当しない主要子会社においては、

1. [回計]

11 (当該主要子会社グループに係る総エクスポートの額)
× L × P × (当該主要子会社に係る内部TLAC水準調整係数)
)

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合
は8パーセント、国内基準行の場合は4パーセント
Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合
は2.25
Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一号ただし書に規定する比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

2. [回計]

額とすることができる。
第一号に掲げる算式により算出された額) を最低所要内部 T L A C

〔略〕

（（当該主要子会社グループに係る総エクスポートの額）
） \times L \times P - （当該主要子会社グループに係るリスク・アセツ
トの額） \times R） \times （当該主要子会社に係る内部T L A C水準調
整系数）

整條數

QLは、TLAC段階適用の場合は16ペーセント、TLAC完全適用の場合は18ペーセント

適用の場合は18パーセント

Rは、TLAC段階適用の場合は2.5パーセント、TLAC完全適用の場合は3.5パーセント

適用の場合は3.5パーセント

ל' כה ו' ו' ו'

፳፻፲፭

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合は2.25

は2. 25

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一号

卷之三

にし書に規定する比率を適用することには、当該比率をもつてこれに代えることとする

れに代えることとする

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

一
〔同上〕

Qは、TLAC段階適用の場合は16パーセント、TLAC完全適用の場合は18パーセント

適用の場合は18ハーモント

Rは、TLAC段階適用の場合は2.5パーセント、TLAC完全適用の場合は3.5パーセント

適用の場合は3.5パーセント

۱۰۷

דעתן כב

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合は2.25

は2. 2.

附 則
この告示は、令和二年六月三十日から適用する。